

労働・助成金情報 特急便

第 20 号 (2012 年 11 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

改正派遣法が平成 24 年 10 月 1 日より施行となりました

■主な改正内容

事業に関すること

- ・ 日雇派遣が原則禁止になります
- ・ グループ企業派遣が 8 割以下に制限されます
- ・ 離職後 1 年以内の人を元の勤務先に派遣することが禁止されます
- ・ マージン率などの情報提供が義務化されます

労働者の待遇に関すること

- ・ 待遇に関する事項などの説明が義務化されます
- ・ 派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化されます
- ・ 派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます
- ・ 無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます

今回は、特に、事業に関することについて取り上げたいと思います。

日雇派遣の原則禁止

日雇派遣については、派遣会社・派遣先のそれぞれで雇用管理責任が果たされておらず、労働災害の発生の原因にもなっていたことから、雇用期間が 30 日以内の日雇派遣は原則禁止になりました。ただし、①または②の場合は例外として認められます。

① 禁止の例外として政令で定める業務について派遣する場合

禁止の例外となる業務		
○ソフトウェア開発	○調査	○事業の実施体制の企画・立案
○機械設計	○財務処理	○書籍等の制作・編集
○事務用機器操作	○取引文書作成	○広告デザイン
○通訳、翻訳、速記	○デモンストレーション	○OA インストラクション
○秘書	○添乗	○セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
○ファイリング	○受付・案内	
	○研究開発	

② 以下に該当する人を派遣する場合

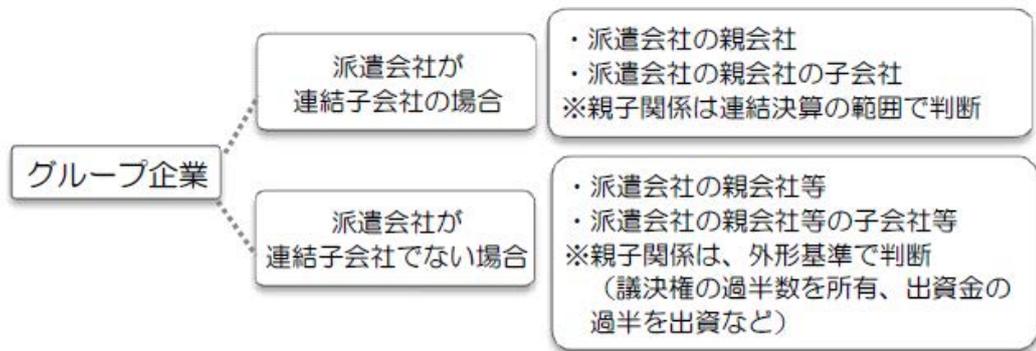
- (ア) 60 歳以上の人
- (イ) 雇用保険の適用を受けない学生
- (ウ) 副業として日雇派遣に従事する人
- (エ) 主たる生計者でない人

※(ウ)は生業収入が 500 万円以上、(エ)は世帯収入が 500 万円以上の場合に限ります。

グループ企業派遣の 8 割規制

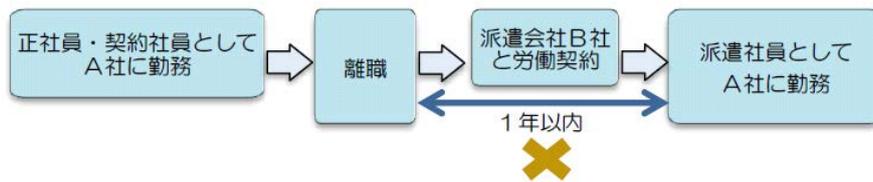
派遣会社と同一グループ内の事業主が派遣先の大半を占めるような場合は、派遣会社が本来果たすべき労働力需給調整機能としての役割が果たされないことから、派遣会社はそのグループ企業に派遣する割合は全体の 8 割以下に制限されます。

$$\text{派遣割合} = \frac{\text{全派遣労働者のグループ企業での総労働時間} + \text{定年退職者のグループ企業での総労働時間}}{\text{全派遣労働者の総労働時間}}$$



✚ 離職後 1 年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止

本来直接雇用とすべき労働者を派遣労働者に置き換えることで、労働条件が切り下げられることのないよう、派遣会社が離職後 1 年以内の人と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することはできなくなりました（元の勤務先が該当者を受け入れることも禁止されます）。



【派遣会社】 離職前事業者へ派遣労働者として派遣することを禁止

【派遣先】 該当する元従業員を派遣労働者として受け入れることを禁止

※ 60 歳以上の定年退職者は禁止対象から除外されます。

※ 禁止対象となる勤務先の範囲は事業者単位となります

✚ マージン率などの情報提供、派遣料金の明示

【関係者への情報公開】

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されます。

【派遣労働者への明示】

雇入時、派遣開始時、派遣料金額の変更時には、派遣労働者の「労働者派遣に関する料金額（派遣料金）」の明示が義務化されます。

✚ 労働契約申込みみなし制度（平成 27 年 10 月 1 日施行）

労働契約申込みみなし制度とは、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込み（直接雇用の申し込み）をしたものとみなす制度です。平成 27 年 10 月 1 日からの施行となっています。

ご不明な点や、詳細についてはお気軽にお問い合わせください。